

食品表示基準違反一覧表

番号	商品名	違反の内容	販売期間	重量
1	塩水漬け海ぶどう (60 g)	原料原産地が「ベトナム産」であることを認識していたにもかかわらず、「沖縄県産」又は「石垣島産」と表示をし、一般用加工食品及び一般用生鮮食品として販売を行っていた。 (基準第3条第2項(加工食品)及び第18条第1項(生鮮食品)違反)	少なくとも令和7年7月29日から令和8年1月26日まで	少なくとも851 kg
2	生鮮海ぶどう (50 g)	原料原産地が「沖縄県産(石垣島外)」であることを認識していたにもかかわらず、「石垣島産」と表示をし、一般用加工食品及び一般用生鮮食品として販売を行っていた。 (基準第9条第1項第13号(加工食品)及び第23条第1項第9号(生鮮食品)違反)		